

旧春日部市商工振興センター跡地活用

かわら版 第6号



発行日：平成30年12月
事務局：春日部市役所政策課
048-736-1111（内線2115）

3つの分科会合同の、第3回懇談会を開催しました

商店会、自治会、商工会議所の3つの分科会合同で、平成30年11月22日（木）に、春日部市教育センター視聴覚ホールにて、第3回懇談会を開催しました。

懇談会では、跡地の状況や各分科会でいただいたご質問と回答について報告し、情報共有をさせていただきました。

また、検討イメージなどの分科会のご意見などをもとに出席者の皆様に意見交換を行い、懇談会として、今後の跡地活用に関する方向性を取りまとめました。

懇談会の日時と出席いただいた方々

【日時】平成30年11月22日(木)午後6時～午後7時25分

【場所】春日部市教育センター 視聴覚ホール

【出席いただいた方々】

（商店会）

春日部駅東口商店会連合会 会長、副会長、
春日部駅東口都市近代化推進協議会 副会長、外1名、
旭町商店振興会 代表、春日部駅東口駅前商店会 会長、
本町商店会 会長、副会長、一宮町商店会 2名

（自治会）

本町地区会 会長、元町町会 会長、三枚橋町内会 会長

（商工会議所）

春日部商工会議所 会頭、副会頭（2名）、事務局長

（順不同、敬称略）

跡地活用に関する主なご意見等について

- ・ 施設の建設にあたっては、駐車場の確保が必要である。
⇒ 確保の方法や費用対効果を検討していきたいと考えています。
- ・ 駐車場の必要台数の検討は、施設の機能によって流動的になるため、どのように検討していくのか。
⇒ 具体的な施設規模、施設機能を踏まえ、駐車場の必要台数と設置場所について、敷地の内外を含めて検討をしていきたいと考えています。
- ・ 来年度のコンサルタント委託業務について、市の職員で実施することは出来ないのか。
⇒ コンサルタント委託については、民間ならではのノウハウやアドバイスをいただき、施設機能を検討したいと考えています。また、懇談会内において、専門的な検討をしてもらいたいとのご意見もいただきました。こうしたことなどから、コンサルタントに委託していきたいと考えています。
- ・ 来年度のコンサルタントについて、春日部駅付近連続立体交差事業を契機とした駅東西の一体的なまちづくりの計画を踏まえた委託となるのか。
⇒ 駅東西の一体的なまちづくりの計画を視野にいれながら、調査検討していきたいと考えています。
- ・ 跡地活用施設の機能について、市の案があるのか。
⇒ 具体的な施設機能については、引き続き調査検討を進めていきたい。
- ・ コンサルタントは、将来の春日部市のために、良い業者を選定して欲しい。
⇒ 懇談の内容を実現できるようなコンサルタント委託をしていきたいと考えています。
- ・ 国に対して、駐車場の確保に関し、働きかけなど、協力ができることはないか。
⇒ まずは、市がしっかりと要望していきますが、お力添えをいただきたいときはお願いいたします。

懇談会の様子



懇談会の方向性について

- ・ 跡地活用施設については、専門的に調査検討する必要がある。
- ・ 行政が主体となって設置する施設機能と、民間が主体となって運営する施設機能の複合施設を調査検討する必要がある。

今後の調査検討業務予定について

春日部駅付近連続立体交差事業を契機とした一体的なまちづくりの検討を踏まえ、春日部市全体のにぎわいの創出、中心市街地の活性化を図る施設の調査検討を行います。

内 容

- (1) 連続立体交差事業を契機とした一体的なまちづくりの検討把握
- (2) 具体的な施設規模・施設機能、機能配置の検討
- (3) 駐車場の必要台数の検討
- (4) 事業手法の検討
- (5) 民間活力導入に関する事業者意向調査
- (6) 懇談会の開催支援 など

今後の懇談会の開催予定について

平成31年1月～3月

《 内容 》

- ・ 旧商工振興センター跡地の経過について
- ・ まちなみ公園再整備の経過について

平成31年4月～6月

《 内容 》

- ・ 旧商工振興センター跡地の経過について
- ・ まちなみ公園再整備の経過について
- ・ 今後の検討スケジュールについて

平成31年7月～12月

《 内容 》

- ・ 旧商工振興センター跡地の経過について
- ・ まちなみ公園再整備の経過について
- ・ 意見交換（施設機能・配置など）

平成32年1月～3月

《 内容 》

- ・ 旧商工振興センター跡地の経過について
- ・ まちなみ公園再整備の経過について
- ・ 次年度のスケジュールについて
- ・ 意見交換 など

※ 内容は予定であり、進捗状況により変更する場合があります。

土壌の調査結果について

このたび、旧商工振興センター跡地の土壌から、土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超えるヒ素が検出されました。

土壌調査結果

任意による土壌調査を行い、基準値超過検出数 1 件

特定有害物質	基準値	検出値
ヒ素	0.01mg/L以下※1	0.048mg/L 1件

健康への影響

土壌溶出量基準は水道水質の基準と同じ値であり、生涯（70年間）を通じて水を1日2リットル飲んでも健康被害がでない値が設定されています。今回の結果は基準値の5倍弱の値であり、直ちに健康被害が出る可能性は低いと考えられます。また、今回の検出された濃度は自然状態でもとりうる値（基準の10倍以下）であり、人為的汚染（過去の造成土等）か自然由来かの断定は難しいものと考えております。

飲用井戸調査の結果

11月7日から22日にかけて、現場から半径250m圏内の住宅や施設など、約500軒を対象に、飲用井戸使用の有無について調査を行いました。が、「飲用井戸を使用している」という報告はございませんでした。

今後の対応

周辺地域の皆さまの安心安全を最優先に配慮した形で解体工事を終了させた後、直ちに土壌汚染の範囲を確定させる詳細な調査を行います。その後、汚染の除去及び残った工事等について具体的に検討してまいります。

土壌調査に関する主なご質問等について

- ・ 土壌の入替えが必要であると推測するが、この対策費用を伺う。
⇒ 調査の結果、周辺に飲用井戸がなかったため、現時点で、対策を講じる必要はありません。ただし、今後、跡地敷地を一定間隔で土壌の詳細調査を実施し、汚染が検出された場所があれば、その場所の調査深度を深め、再調査します。また、今後は、汚染が検出された土壌を敷地外に搬出する場合、適切に処理する必要がある、この時に改めて費用がかかるものであり、敷地の全ての土壌を処理しなければならないものでもありません。